



三重県公報

令和4年8月26日 (金)

第 340 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
516	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当させる機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
517	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	2
518	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	2
519	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	3
520	生活保護法の規定による指定医療機関からの指定の辞退	(同)	3
521	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	3
522	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定	(同)	3
523	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	4
524	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	4
525	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	4
526	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための施術を担当する施術者の指定	(同)	4
527	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録	(農産物安全・流通課)	5
528	漁業災害補償法の規定による一定の区域の設定の一部を改正する告示	(水 産 振 興 課)	5
529	雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(雇用経済総務課)	5
530	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	6
531	同件	(同)	6
532	同件	(同)	6
533	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	7
534	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	8
公 告			
	農用地利用配分計画の認可	(担 い 手 支 援 課)	8
	令和4年度前期技能検定3級に合格した者	(雇 用 対 策 課)	8
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	8
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(文 化 振 興 課)	9
	同件	(河 川 課)	9
	一般競争入札を行う旨	(齋 宮 歴 史 博 物 館)	9

告 示

三重県告示第 516 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 4 年 8 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
みらい調剤薬局	四日市市川島町 6000-175	令和 4 年 7 月 1 日
神戸調剤薬局	鈴鹿市神戸 8 丁目 314 番 4 号	令和 4 年 7 月 1 日
つばき薬局	鈴鹿市白子 3 丁目 14 番 5 号	令和 4 年 7 月 1 日
ウエルシア薬局イオンタウン津城山店	津市久居小野辺町 1130-7	令和 4 年 8 月 1 日
スマイル調剤薬局 三重大学病院前	津市江戸橋 1-152-2	令和 4 年 7 月 1 日
スマイル調剤薬局 フェニックス店	津市乙部 5-3	令和 4 年 7 月 1 日
スマイル調剤薬局下村店	松阪市下村町樋口 997-3	令和 4 年 7 月 1 日
スマイル薬局ゆめが丘店	伊賀市ゆめが丘 3 丁目 1-15	令和 4 年 7 月 1 日
ココラファイン薬局阿児店	志摩市阿児町鶴方 4873	令和 4 年 8 月 1 日
れんか訪問看護ステーション	桑名市伝馬町 49	令和 4 年 7 月 1 日
Resora 訪問看護リハビリステーション津	津市豊が丘 3 丁目 18 番 2 号	令和 4 年 7 月 1 日
訪問看護ステーション 灯	伊勢市小俣町本町 1277 番地	令和 4 年 7 月 1 日
訪問看護ステーション 結明の丘	名張市夏見 2639 番地	令和 4 年 7 月 1 日
訪問看護かりん明和	多気郡明和町平尾字野田 499 番地 15	令和 4 年 5 月 1 日

三重県告示第 517 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 4 年 8 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
ワイワイデンタルクリニック 鈴鹿	鈴鹿市算所 2-9-19 グリーンフォレスト 2-DE	名称：医療法人白馬会 ルピナス 歯科鈴鹿	令和 4 年 7 月 1 日
訪問ナース・リハビリステーション あゆみの	名張市夏見 2859 番地 1	所在地：名張市東町 1697 番地	令和 4 年 7 月 1 日

三重県告示第 518 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 8 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
木村歯科医院	桑名市清水町 14-2	令和 4 年 6 月 30 日
みらい調剤薬局	四日市市川島町 6000-175	令和 4 年 6 月 30 日
神戸調剤薬局	鈴鹿市神戸 8-28-2	令和 4 年 6 月 30 日
つばき薬局	鈴鹿市白子 3 丁目 14-5	令和 4 年 6 月 30 日
スマイル調剤薬局 三重大学病院前	津市江戸橋 1-152-2	令和 4 年 6 月 30 日
スマイル調剤薬局 フェニックス店	津市乙部 5 番 3 号	令和 4 年 6 月 30 日

スマイル調剤薬局 下村店	松阪市下村町字樋口 997-3	令和4年6月30日
スマイル薬局ゆめが丘店	伊賀市ゆめが丘 3-1-15	令和4年6月30日

三重県告示第 519 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 4 年 8 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
もみの木整形外科	津市芸濃町椋本 5069 番地 6	令和 4 年 1 月 1 日

三重県告示第 520 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和 4 年 8 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
日永しばた歯科	四日市市日永西 2 丁目 5-25 ハーモニー日永 1 階	令和 4 年 8 月 31 日

三重県告示第 521 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 4 年 8 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
小田 星矢	鍼灸 A c e l a b	三重県名張市希中央 5-27 モンフレール i 103	令和 4 年 7 月 1 日
田中 竜介	訪問療養マッサージ「ふく」	三重県南牟婁郡紀宝町高岡 1198	令和 4 年 5 月 24 日
宮崎 優里奈	訪問療養マッサージ「ふく」	三重県南牟婁郡紀宝町高岡 1198	令和 4 年 5 月 24 日

三重県告示第 522 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 4 年 8 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
みらい調剤薬局	四日市市川島町 6000-175	令和 4 年 7 月 1 日
神戸調剤薬局	鈴鹿市神戸 8 丁目 314 番 4 号	令和 4 年 7 月 1 日
つばき薬局	鈴鹿市白子 3 丁目 14 番 5 号	令和 4 年 7 月 1 日
ウエルシア薬局 イオンタウン津城山店	津市久居小野辺町 1130-7	令和 4 年 8 月 1 日
スマイル調剤薬局 三重大学病院前	津市江戸橋 1-152-2	令和 4 年 7 月 1 日
スマイル調剤薬局 フェニックス店	津市乙部 5-3	令和 4 年 7 月 1 日
スマイル調剤薬局 下村店	松阪市下村町樋口 997-3	令和 4 年 7 月 1 日
スマイル薬局 ゆめが丘店	伊賀市ゆめが丘 3 丁目 1-15	令和 4 年 7 月 1 日
ココカラファイン薬局 阿児店	志摩市阿児町鶴方 4873	令和 4 年 8 月 1 日
れんか訪問看護ステーション	桑名市伝馬町 49	令和 4 年 7 月 1 日
R e s o r a 訪問看護リハビリステーション津	津市豊が丘 3 丁目 18 番 2 号	令和 4 年 7 月 1 日

訪問看護ステーション 灯	伊勢市小俣町本町 1277 番地	令和 4 年 7 月 1 日
訪問看護ステーション 結明の丘	名張市夏見 2639 番地	令和 4 年 7 月 1 日
訪問看護かりん明和	多気郡明和町平尾字野田 499 番地 15	令和 4 年 5 月 1 日

三重県告示第 523 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 4 年 8 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
ワイワイデンタルクリニック 鈴鹿	鈴鹿市算所 2-9-19 グリーンフォレスト 2-DE	名称：医療法人白馬会 ルピナス 歯科鈴鹿	令和 4 年 7 月 1 日
訪問ナース・リハビリステーション あゆみの	名張市夏見 2859 番地 1	所在地：名張市東町 1697 番地	令和 4 年 7 月 1 日

三重県告示第 524 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 8 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
木村歯科医院	桑名市清水町 14-2	令和 4 年 6 月 30 日
みらい調剤薬局	四日市市川島町 6000-175	令和 4 年 6 月 30 日
神戸調剤薬局	鈴鹿市神戸 8-28-2	令和 4 年 6 月 30 日
つばき薬局	鈴鹿市白子 3 丁目 14-5	令和 4 年 6 月 30 日
スマイル調剤薬局 三重大学病院前	津市江戸橋 1-152-2	令和 4 年 6 月 30 日
スマイル調剤薬局 フェニックス店	津市乙部 5 番 3 号	令和 4 年 6 月 30 日
スマイル調剤薬局 下村店	松阪市下村町字樋口 997-3	令和 4 年 6 月 30 日
スマイル薬局 ゆめが丘店	伊賀市ゆめが丘 3-1-15	令和 4 年 6 月 30 日

三重県告示第 525 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 4 年 8 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
もみの木整形外科	津市芸濃町椋本 5069 番地 6	令和 4 年 1 月 1 日

三重県告示第 526 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、医療支援給付のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 4 年 8 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
小田 星矢	鍼灸 A c e l a b	三重県名張市希中央 5-27 モンフレール i 103	令和 4 年 7 月 1 日
田中 竜介	訪問療養マッサージ「ふく」	三重県南牟婁郡紀宝町高岡 1198	令和 4 年 5 月 24 日
宮崎 優里奈	訪問療養マッサージ「ふく」	三重県南牟婁郡紀宝町高岡 1198	令和 4 年 5 月 24 日

三重県告示第 527 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。）第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録をしましたので、同条第 6 項の規定により公示します。

令和 4 年 8 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 登録年月日及び登録番号

令和 4 年 8 月 18 日 第 80 号

- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社 エンフィールド	代表取締役 田上 恵介	三重県多気郡多気町相可 1109 番地 7

- 3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（玄米）

- 4 登録の区分

品位等検査

- 5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

- 6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
田上 恵介	玄米	K242015609

三重県告示第 528 号

漁業災害補償法の規定による一定の区域の設定（平成 25 年三重県告示第 648 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

令和 4 年 8 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

のり等養殖業の表中

「

特定のり 和具浦・菅島加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち和具浦及び菅島の地区
特定のり 安楽島・浦村加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち安楽島及び浦村の地区

」

を

「

特定のり 和具浦加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち和具浦の地区
特定のり 菅島・安楽島加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち菅島及び安楽島の地区
特定のり 浦村加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち浦村の地区

」

に改める。

三重県告示第 529 号

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和4年8月26日

三重県知事 一見勝之

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第250号）の一部を次のように改正する。

別表1(4)の表に次のように加える。

15	脱炭素社会実現に向けたまちづくり支援事業費補助金	地方における脱炭素社会の実現や地域内経済循環による地域活性化を図るにあたり、再生可能エネルギーの最大限の導入を促進するため、産学官連携による脱炭素社会構築に向けたまちづくりプロジェクトの設立、運営を支援する。	産学官連携による脱炭素社会構築に向けたまちづくりプロジェクトの設立、運営等に要する費用	別に定める。	別に定める。
----	--------------------------	--	---	--------	--------

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県告示第530号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和4年8月26日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン芸濃
津市芸濃町椋本一ツ谷 3083
- 2 津市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和4年8月26日から同年9月26日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第531号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和4年8月26日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン四日市泊
四日市市泊小柳町2番地1ほか20筆
- 2 四日市市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和4年8月26日から同年9月26日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第532号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第8条第1項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和4年8月26日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 クスリのアオキ松阪三雲店
 松阪市小舟江町権現 244 番 2 ほか
- 2 松阪市から聴取した意見
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
 駐車場出入口付近における交通事故防止のため、必要に応じて警備員を配置する等の措置を執ること。
 - (2) 騒音の発生に係る事項
 計画概要書の騒音値はあくまでも予測値であるため、営業開始後に実測を行い、騒音値の把握に努めること。
 - (3) その他事項
 - ア 店舗出入口や駐車場等において青少年の溜り場となることを抑止するため、店舗内に加え駐車場内においても、従業員等による巡回パトロールの実施のほか、防犯カメラを適切な場所へ設置する等、犯罪防止措置をとること。特に、夜間の防犯対策等に関して、安全対策等の設備充実について更なる配慮を行うこと。
 - イ 近隣住民等から公害に関する苦情が発生した場合、速やかに誠意をもって対処すること。
 - ウ 松阪市景観条例（平成 20 年松阪市条例第 33 号）及び三重県屋外広告物条例（昭和 41 年三重県条例第 45 号）に基づいた届出等が必要であるため、必要な手続きを行うこと。
- 3 意見の縦覧場所
 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
 令和 4 年 8 月 26 日から同年 9 月 26 日まで
 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 533 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。
 なお、関係図面は、三重県土木整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 令和 4 年 8 月 26 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 421 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
桑名市大字蓮花寺字東広 1130 番 3 地先から 桑名市大字蓮花寺字高塚下 1461 番 1 地先まで	旧	22.0~61.0	407.0
	新	22.0~56.0	407.0

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鳥羽松阪線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市大津町字下九手 1607 番 4 地先から 松阪市大津町字涌州里 1536 番 1 地先まで	旧	12.3~20.0	195.4
	旧新	10.7~15.1	190.4

第 3

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 422 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル

北牟婁郡紀北町十須字広内 508 番 9 地先から 北牟婁郡紀北町十須字樋ノ口 499 番地先まで	旧	5.4~34.2	476.0
	新	8.1~37.0	476.0

三重県告示第 534 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 令和 4 年 8 月 26 日

三重県知事 一見勝之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 高奈上三瀬線	多気郡大台町下三瀬字熊野往来下 384 番 2 地先から 多気郡大台町下三瀬字中通 577 番 1 地先まで	令和 4 年 8 月 31 日 14:00

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。
 令和 4 年 8 月 26 日

三重県知事 一見勝之

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
水谷 昇	員弁郡東員町	員弁郡東員町六把野新田村中 683 ほか 4 筆
日置 繁	伊勢市	伊勢市西豊浜町植出 932-1
雪岡 太	伊賀市	伊賀市蓮池大北 795-1
雪岡 道和	名張市	名張市箕曲中村 1626 ほか 1 筆

2 農用地利用配分計画の認可日

令和 4 年 8 月 26 日

令和 4 年度前期技能検定 3 級（金属熱処理を除く。）に合格した者は、次のとおりです。

令和 4 年 8 月 26 日

三重県知事 一見勝之

「次」は省略し、合格者の受検番号を三重県職業能力開発協会（津市栄町 1 丁目 954 番地 三重県栄町庁舎 4 階）に備え置いて縦覧に供します。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 4 年 8 月 26 日

三重県知事 一見勝之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 4 年 8 月 15 日	いなべ市大安町平塚字下小原 1704-1 ほか 10 筆及び 字上松崎 1803-1 ほか 2 筆	鈴鹿市中旭が丘 1 丁目 11-39 株式会社麦 代表取締役 田 邊 令 記

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和4年8月26日

三重県知事 一見 勝之

1	特定役務の名称	令和4年度環生第5号 三重県総合文化センター空調熱源自動制御機器修繕
2	担当部局	三重県津市広明町13番地 三重県環境生活部文化振興課
3	落札者決定日	令和4年8月9日
4	落札者	三重県津市羽所町375 アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー三重営業所 所長 長尾 淳司
5	落札金額	入札価格 30,900,000円 契約金額 33,990,000円
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	令和4年6月21日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和4年8月26日

三重県知事 一見 勝之

1	物品等の名称及び数量	排水ポンプ車 1台
2	担当部局	三重県津市広明町13番地 三重県県土整備部河川課
3	落札者決定日	令和4年7月13日
4	落札者	兵庫県三田市テクノパーク2番地の3 株式会社モリタ 関西支店 支店長 土居 典生
5	落札金額	入札価格 43,980,000円 契約金額 48,378,000円
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	令和4年5月27日

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和4年8月26日

三重県知事 一見 勝之

- 1 入札に付する事項
 - (1) 案件名
齋宮歴史博物館受変電設備機器更新改修
 - (2) 業務の特質等
業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 履行期間
契約締結の日から360日間とします。
 - (4) 履行場所
齋宮歴史博物館（三重県多気郡明和町竹川503番地）
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
 - (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 該当の案件を履行するにあたり、電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条に定める第一種電気工事士又は同等以上の資格者を有していること。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和4年9月20日（火）11時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)、(3)及び(4)の書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(4) 2(2)エの確認用として「配置予定者の有資格確認票（資格者証及び労働者名簿等雇用関係確認書類の写しを添付）」の正本

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒515-0325 三重県多気郡明和町竹川 503 番地

斎宮歴史博物館 総務課 担当 加納・小林

電話 0596-52-3800 ファクシミリ 0596-52-3724

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和4年10月6日（木）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和4年9月22日（木）17時までに本システム上で通知を行います。

② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和4年9月22日（木）17時までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和4年10月6日(木)10時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、明和郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和4年10月6日(木)10時

なお、入札書は令和4年9月26日(月)から同年10月6日(木)10時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒515-0399 三重県多気郡明和町大字齋宮北野 3815-4

宛先 明和郵便局留め

受取人 齋宮歴史博物館 総務課

案件名 齋宮歴史博物館受変電設備機器更新改修

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和4年10月6日(木)10時30分

場所 三重県多気郡明和町竹川 503 番地

齋宮歴史博物館 総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、)が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

Renewal of power receiving and transforming equipment at Saiku Historical Museum

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Thursday, October 6, 2022.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, September 26, 2022 and 10:00 A.M. on Thursday, October 6, 2022.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 10:30 A.M. on Thursday, October 6, 2022.

(4) Managing Authority :

Saiku Historical Museum, General Affairs Division,

503 Takegawa, Meiwa Town, Taki District, Mie, 515-0325, Japan

TEL:0596-52-3800

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
